

大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例（案）に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	任意のはずのマスク着用について、子どもへ実質強制させられて、マスクを外せなくなっている。素顔を見れないコミュニケーション下で育っている子どもたちの今後の発達が懸念される。 健康都市と掲げるのであれば、いち早くマスクのデメリットをきちんと伝えてほしい。	マスクの着用については、厚生労働省より「屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨します。」とされていますので、学校からのおたより等にて周知しています。 学校内では、原則マスクを着用いただくこととしていますが、十分な身体的距離が確保できる場合や、マスクの着用により息苦しさを感ずる場合等、状況に応じてマスクの着脱をするよう声掛けをしています。また、学校への登下校時においては、身体へのリスクを考慮し、感染症対策を講じた上で、マスクを外すことを従来からの方針としています。
2	愛知県では黙食の緩和もされたのに、大府市はまだ緩和できないのか。	給食時の黙食については、11月に愛知県「教育活動の実施等に関するガイドライン」の改訂の適用を受け、市内学校の対応も同ガイドラインに沿ったものに変更し、座席は向かい合わせにならないように配置するとともに、食事中は大声での会話を控えるよう児童生徒に指導することでもって、黙食を緩和するよう学校に依頼しています。
3	人権施策推進アドバイザーの設置について、未体験の専門家アドバイザーは、その問題の根本を知っているだけで本当の意味での理解をしているとは限らないため、アドバイザーは、その経験者もしくは現在そうである方、又は経験者の体験を分かち合っていた関係者を必ず含めることとしてほしい。	人権施策推進アドバイザーは、女性、子ども、高齢者、障がい者、犯罪被害者などの人権課題の種類に応じて、専門の学識経験を有する方の中から選任します。アドバイザーは市民からの相談に応じるのではなく、市の実施する人権施策の推進に関し必要な調査及び助言を行います。 どのような方をアドバイザーとして選任するかについては、人権課題の種類や実施する施策の内容等に応じ、その都度判断してまいります。当事者の気持ちに寄り添った立場で意見を述べていただける方を選任してまいりたいと考えています。
4	令和4年4月に発出された支援学級に在籍する児童に関する国の通達について、画一的な適用でなく、子供の人権、自分にあった教育を受ける権利を尊重しての運用をお願いしたい。	令和4年4月の国通知につきまして、本市では、当該通知を画一的に運用するのではなく、保護者からの要望や児童生徒の教育的ニーズの変化などを受けて、随時相談を受け付けて対応しています。 今後とも、一人ひとりの特性や心身の発達段階等に応じた指導を十分に受けられるように、子ども達の一人ひとりの教育を受ける権利を守ってまいります。
5	市が市民に対して権利を侵害するのではなく、共に「権利を守っていく仲間」になるような運用をお願いしたい。	市の責務として、関係機関等との緊密な連携の下、人権に関する施策を総合的に実施することを条例に規定してまいります。人権に関する相談に対し、相談者の気持ちに寄り添って対応してまいります。
6	大府市が世界人権宣言を指針として、人権尊重に関する基本的な考え方を示すためにこの条例を制定することは意義のあることだと考え歓迎する。さらに、憲法の権利規定、特に13条「基本的人権」、14条「法の下での平等」のことにも触れられるとよいと考える。	この条例は、世界人権宣言のみでなく、基本的人権を始めとする日本国憲法に定める人権に関する規定も当然に踏まえたものです。

大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例（案）に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
7	今回の条例案概念図を見ると、この条例は理念中心だと感じる。施策内容がもう少し具体的に記載されているとよいと考える。	市の施策については、「相談・救済」及び「教育・啓発」の推進のほか、「大府市人権施策推進アドバイザー」を設置できることを条例で規定します。より詳細な施策の内容については、個々の人権に関する課題の種類に応じて、決定してまいります。
8	条例の内容が具体的施策に活かされているか、状況を定期的にチェックする「人権尊重の社会づくり審議会」（仮称）の設置など盛り込んだ方が、実効性があると考えます。	女性、子ども、高齢者、障がい者、犯罪被害者など、個々の人権に関する課題の種類に応じて、個別に有識者等を交えた会議体等により事業の進捗管理を行ってまいります。
9	人権侵害が起きてしまった場合、苦情処理を申し出る方法が書かれていない。「おおぶ男女共同参画推進条例」には第23条(苦情処理)で規定され、苦情を申し出ることができる。この条例にも苦情処理の条項を入れるとよいと考える。	この条例は、人権全般に関する市の基本的な考え方を示したものであり、苦情処理の具体的な手続等については、個々の人権に関する課題の種類に応じて、個別の条例等に基づいて行うこととなります。
10	アドバイザーを置くことは望ましいが、人数や任命形態、待遇などがこの概念図では定かではないので、条例に具体的に記載してほしい。また、任務を見ると、専門知識がある弁護士配置が必要かと考える。大府市にも顧問弁護士がいると思うが、顧問弁護士が大府市の様々な案件を対処するのは大変なので、複数配置もしくは弁護士資格のある方を職員として採用することなどを考えてほしい。	人権施策推進アドバイザーは、個々の人権に関する課題の種類に応じて、専門の学識経験を有する方の中から選任します。弁護士の方を選任する場合も考えられます。アドバイザーは市民からの相談に応じるのではなく、市の実施する人権施策の推進に関し必要な調査及び助言を行います。また、常時設置するのではなく、必要の都度設置するものです。アドバイザーの法的な位置付けは、地方自治法に規定する専門委員で非常勤の特別職となりますので、報酬については条例ではなく規則で定める予定です。
11	大府市とは関係のない独立した第三者委員会による調査ができる仕組み、未就学児のいじめも大津市のように、第三者の専門機関を置くべきである。	市の窓口寄せられた相談の内容によっては人権施策推進アドバイザーを活用して検討いたします。第三者機関の設置については、個々の人権に関する課題の種類に応じて、都度、必要性を判断してまいります。
12	学校や幼稚園に防犯カメラを助成金を出して設置させるべきである。	市内全小中学校及び公立保育園には、防犯上の観点から屋外防犯カメラを設置しております。防犯カメラの設置に対する助成金についてはご意見としてお伺いしました。
13	相談救済について、以下のように文章に「速やかに」を追加できないか。関係機関と連携し、必要な処置を速やかに講じる。必要な処置を講じるのは当然だが、速度感がないと、いつまでたっても人権侵害を受けた被害者の救済にはならない。	市の責務として、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進することを条例に明記してまいります。この責務を踏まえ、人権侵害が発生した場合には、いち早く適切な救済が受けられるよう努めてまいります。
14	教育啓発は子供へと書かれているが、大人へも行う必要がある。まずは教育啓発の対象を子供に限るのではなく、大人も含めた市民全体にすべきである。	市民の責務として、人権に関する理解を深めることを条例に明記してまいります。人権侵害は、一人ひとりが異なる個性を持つことに対する無理解と無関心を原因として起こっていることから、人権に関する教育・啓発は非常に重要であると考えており、大人も含め、広く市民全体に実施してまいります。